

○厚生労働省告示第七十六号

中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）第十五条第五項の規定に基づき、平成三十年度に係る同項の厚生労働大臣が定める利率は、年〇・四パーセントとする。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信